



平成30年12月18日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月10日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月10日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 齊藤 栄一 (登録番号 第115080号)

① 処分の内容

平成31年6月1日から業務停止5月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所有限会社第一設計総合事務所(東京都知事登録第18113号)の開設者として、平成8年11月15日に建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反し、更新の登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、千葉県内の建築物(34物件(建築確認:平成13年7月、平成16年6月、同年8月、平成17年10月、同年11月、同年12月、平成18年1月、同年9月、同年10月、平成19年2月、同年6月、同年10月(2物件)、同年11月、平成20年10月、平成22年6月、平成23年1月、同年2月、同年3月、同年6月(2物件)、平成24年3月(5物件)、同年4月、同年5月、同年6月、同年7月、同年10月(2物件)、同年11月、同年12月))について、設計業務、工事監理業務及び建築確認申請の代理業務を行った。

また、建築士として、他の建築士に無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書に申請代理者として記載した。

2 向井 志郎 (登録番号 第142155号)

① 処分の内容

平成31年6月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

株式会社空間工房一級建築士事務所(東京都知事登録第39458号)の開設者として、平成11年12月1日に同事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反し、更新の登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、千葉県、東京都及び神奈川県内の建築物(4物件(建築確認:平成13年6月、平成19年4月、同年10月、平成24年6月))について、設計業務、工事監理業務及び建築確認申請の代理業務を行った。

3 田口 敬由 (登録番号 第200497号)

① 処分の内容

平成31年6月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

茨城県内の建築物（1物件）について、大東建託株式会社守谷支店一級建築士事務所（茨城県知事登録第A3242号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。

また、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

以上